



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **特定親族特別控除(仮称)の創設**

昨年12月に令和7年度税制改正大綱が公表されました。新たに創設される特定親族特別控除(仮称)について今回ご紹介いたします。なお、下記の内容は執筆時において法案成立前である点をご了承ください。

#### 1. 扶養親族とは

その年の12月31日(納税者が年の途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国の時)の現況で、下記の要件の全てに該当する親族を指します。

- ① 配偶者以外の親族または都道府県知事から養育を委託された児童や市区町村から養護を委託された老人
- ② 納税者と生計を一にしている
- ③ 年間の合計所得金額が48万円以下(その年の収入が給与のみの場合は給与の収入金額が103万円以下)
- ④ 青色事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない、または事業専従者でない

#### 2. 控除対象扶養親族とは

扶養親族に該当する者のうち、その年の12月31日時点の年齢が16歳以上の親族になります。ただし、令和5年分以後においては、非居住者である扶養親族については、下記のいずれかに該当する必要があります。

- ① その年の12月31日時点の年齢が16歳以上30歳未満
- ② その年の12月31日時点の年齢が70歳以上
- ③ その年の12月31日時点の年齢が30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所および居所を有しなくなった場合や障害者になった場合など一定の要件に該当

#### 3. 特定親族特別控除(所得税)

##### (1) 創設の趣旨

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな所得控除として特定親族特別控除が創設される予定です。

##### (2) 改正の内容

これまで19歳以上23歳未満のいわゆる大学生年代の扶養親族に対しては、特定扶養親族として扶養控除額に25万円を上乗せする措置がとられています。ただし、子供がアルバイトをすることで合計所得金額が48万円を超えてしまうと、その子供は扶養親族に該当しないこととなり扶養控除自体が受けられません。今回の改正で創設される特定親族特別控除では、合計所得金額が123万円以下の大学生年代と生計を一にする納税者に対して段階的な特別控除額が認められる予定です。

扶養親族の合計所得金額	控除額	扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円	105万円超110万円以下	21万円
85万円超90万円以下	61万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超95万円以下	51万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	41万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	31万円		

また、特定親族特別控除の創設とは別に、上記1③にある扶養親族の合計所得金額に対する要件が58万円に、給与所得控除額の最低額が65万円に引き上げられる予定です。その結果、上記表中の合計所得金額を収入ベースに換算すると、その年の収入が給与のみの場合、給与の収入金額が123万円以下であれば現状の25万円上乗せされた扶養親族控除63万円が、123万円を超えたとしても188万円以下であれば段階的に特定親族特別控除の適用を受けることができます。

##### (3) 適用時期

上記(2)の改正は令和7年分以後の所得税について適用される予定です。また、令和8年分以降の住民税についても同様な改正が行われる予定です。